

自立支援医療制度について

精神疾患で、精神科の病院・クリニックに通院する必要がある場合、**医療費の窓口の自己負担額が1割**で利用できる制度です。診療代・お薬代・精神科デイケア・精神科訪問看護の利用料が対象になります。また、**世帯の収入と症状によって、1ヶ月の窓口での支払い上限額が設定**されます。限度額を超えた範囲については、支払う必要がありません。

【自己負担額】

所得区分	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯 ※1)		市町村民税（所得割） 重度かつ継続に該当する場合 ※2)		
		受診する方の収入が80万円以下	受診する方の収入が80万円以上			
1カ月の自己負担上限額	0円	2,500円	5,000円	33,000円未満	235,000円未満	235,000円以上 ※3)
				5,000円	10,000円	20,000円

※1) 世帯とは、同一健康保険の者を指します

※2) 重度かつ継続とは、統合失調症・躁うつ病・うつ病・てんかん・認知症など一定の疾患に対し、医師から重度かつ継続に該当すると判断された方が対象になります。詳しくは、お住まいの市町村窓口にお問い合わせ下さい。

※3) 重度かつ継続に該当しない方は、自立支援医療の対象外となり、3割負担となります。

【対象者】 現在通院治療中の方、もしくは通院治療が必要な方

【申請方法】

- まず、お住まいの市区町村の担当窓口にて、自立支援医療の申請の相談をして下さい。手続きにはいくつかの書類の提出が必要となります。窓口にて、基本的に①「申請書」②「同意書」の記載を行います。そして③「医師の意見書」を受け取って下さい。
- 書類の一つ「医師の意見書」については、当院に作成依頼をして下さい。医師の意見書が完成しましたら、文書料（別途3,240円が必要）と引き換えにお渡しします。
- 最後に、医師の意見書・印鑑・保険証を市区町村の担当窓口を持参し、申請は完了します。尚、必要に応じて所得確認のための書類が必要になる場合がありますので、ご注意下さい。

担当窓口は…

直方市役所 健康福祉課	障がい者・労働福祉係	(0949) 25-2134
鞍手町役場 福祉人権課	福祉高齢者班	(0949) 42-2111
小竹町役場 福祉課	一般福祉係	(09496) 2-1212
宮若市役所 健康増進課	障害者福祉係	(0949) 32-0515
北九州市八幡西区役所 保健福祉課	高齢者障害者相談係	(093) 642-1441

※申請や制度について詳しく知りたい方は、当院ソーシャルワーカーまでご相談ください



温故会

医療法人社団温故会 直方中村病院

地域医療連携室

電話 (0949) 26-1522